

個人歯科税制の留 ～平成25年税制改正に備えて～

歯科会計の橋本会計
公認会計士・税理士 橋本 守

個人歯科税制について、税制改正の方向性も含めて留意点をまとめます。

1 概算経費

概算経費とは租税措置法26条により社会保険診療収入についての必要経費の計算方法です。医師・歯科医師の社会保険収入等(社保・国保)に認められた経費計算の方法であるため、「医師優遇税制」として税制改正の項目に毎年あげられているものです。

この制度が設けられたのは、小規模診療所の経費計算の簡便性の観点から社会保険診療収入金額に一定率を乗じて必要経費を計算することを認めたものです。

適用については、社会保険収入等の金額が5,000万円以下という条件があります。(自由診療収入金額の大小は関係ありません)

(1) 概算経費適用が有利な理由

概算経費適用が有利な場合とは、計算した概算経費よりも実額経費が少ない場合です。この概算経費と実額経費の差額を通称「措置法差額」と呼びます。措置法差額は、実際の経費の支出がない金額について必要経費算入されているので、その金額が実額経費の適用と比較して税制上有利な金額となります。よって、措置法差額が大きいほど税制上有利となるわけです。

概算経費の実際の状況について、橋本会計の歯科個人事業のお客様についてまとめたものが(表1)です。

(2) 概算経費適用時の留意点

概算経費の適用が予定されている場合には、実額経費の支出を抑えたほうが資金的に有利となります。また、必要経費の計上を先延ばしできるものは先延ばしすることが有利です。よっ

て、次のような検討が有効です。

- ① 専従者給与については、極力支払を抑えるか、または廃止する。
- ② 減価償却費は定額法によること。
- ③ 開業費の償却は実額経費の適用時に行うこと。

(3) 概算経費についての税制改正

概算経費については、本来、実額経費の計算をしなくても概算額で必要経費計算ができるようにとの趣旨で認められた制度でした。よって、実額経費の計算をする一方、概算経費との比較で有利な方を選択するのは制度の趣旨に合わないという意見が出てきています。

このことを受けて、平成24年に厚生労働省が概算経費適用についての調査を実施し、会計検査院への報告を終えたところです。

結果の内容のポイントは2点。第一は、概算経費の適用者のほとんどが

(表1) 概算経費の適用状況

収入区分	総数	概算経費適用数	平均収入(円)	平均所得(円)	平均措置法差額(円)	平均節税額(円)	平均概算経費率
2千万円未満	7	2	16,059,320	6,577,348	2,427,784	728,335	15.1%
2千万円台	28	10	26,090,895	10,526,314	2,940,534	970,376	11.3%
3千万円台	29	12	35,165,806	14,961,755	4,693,182	2,018,068	13.3%
4千万円台	26	6	45,428,705	17,594,183	3,251,718	1,398,239	7.2%
5千万円台	17	2	54,463,159	25,251,560	7,449,577	3,724,789	13.7%
6千万円台	14	0		—	—	—	—
7千万円台	4	0		—	—	—	—
8千万円台	8	0		—	—	—	—
合計・平均	133	32	35,441,577	14,982,232	4,152,559	1,767,961	12.1%

従業員に労働の対価について必要経費を認めた特別の必要経費です。なぜなら、家族間での支払については同一生計である場合には収入・必要経費とも認識しないということが個人税制の前提です。

この前提の例外が専従者給与です。よって、支給についての要件をクリア